

令和4年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和4年2月7日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和4年2月7日(月) 9時02分宣告
4. 閉会(閉議) 令和4年2月7日(月) 10時45分宣告
5. 出席議員

1番 金 崎 朝 香	7番 小 島 正 春	12番 福 井 竜 夫
3番 岡 田 智 子	8番 池 田 賢 治	13番 安 部 大 助
4番 田 中 一 隆	9番 石 田 茂 春	14番 松 新 俊 典
5番 萬 康	10番 石 塚 芳 秀	
6番 菊 地 政 文	11番 吉 田 雅 紀	
6. 欠席議員

2番 美 濃 芳 樹

7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	事務局長	野 津 信 吾
副広域連合長 大 江 和 彦	総務課長	和 田 哲 也
同 升 谷 健	介護保険課長	藤 野 実
同 平 木 伴 佳	隠岐島前病院事務部長代理	中 尾 清 司
同 三 島 正 司	隠岐病院副院長	齋 藤 英 典
同 川 崎 康 久	同 事務部長	齋 賀 光 成
	同 経営課長	原 幸 一
	消防長	田中井 和 幸
	消防次長	井 上 定 彦
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子	書記 高 井 美 雪
----------------	------------
9. 会議録署名議員

1番 金 崎 朝 香	3番 岡 田 智 子
------------	------------
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について
承認第1号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

- | | |
|---------|---|
| 承認第 2 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 議第 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里） |
| 議第 2 号 | 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議第 3 号 | 令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 4 号 | 令和 3 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 5 号 | 令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議第 6 号 | 令和 3 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議第 7 号 | 令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 8 号 | 令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算 |
| 議第 9 号 | 令和 4 年度介護保険事業特別会計予算 |
| 議第 10 号 | 令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計予算 |
| 議第 11 号 | 令和 4 年度隠岐病院事業特別会計予算 |
| 議第 12 号 | 令和 4 年度消防事業特別会計予算 |
-
- | | |
|---------------|-------------|
| 13. 選挙の経過 | なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員の選任 | なし |
| 16. 議会運営委員の選任 | なし |
| 17. 傍聴者 | 1 名 |

議事の経過

○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 4 年第 1 回定例会が招集されたところであります。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の高いオミクロン株が全国的に拡大し、島根県を含め 35 都道府県に、「まん延防止等重点措置」が適用され、議員各位におかれましては、何かと不自由な中、ご参集いただき誠にありがとうございます。この危機を一刻も早く克服することを願います。人工知能 AI と研究者による終末時期は 7 月或いは 11 月と、色々と言われておりますが、この第 6 波が終わりますことを祈念しているところでございます。

さて、本定例会には、総額 93 億 3,612 万 7,000 円の令和 4 年度当初予算案 5 件をはじめ、同意案件 1 件、承認案件 2 件、指定管理者の指定案件 1 件、条例案件 1 件、令和 3 年度補正予算案 5 件を含めた合計 15 件が上程されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切にご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう本席からご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和4年第1回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席13名、欠席1名でございます。2番「美濃議員」が療養のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時02分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「1番・金崎朝香」議員、「3番・岡田智子」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月7日、1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日、2月7日、1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第4. 広域連合長の施政方針

日程第4.「広域連合長の施政方針」を行います。

○番外(池田広域連合長)

おはようございます。定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、徐々に日照時間が長く感じられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。

議員各位におかれましては、お変わりなくご清栄のご様子、お慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さてご案内のように、新型コロナウイルス感染症が始まってから既に2年余りが経過いたしました。また、昨年末からは、感染力の高いオミクロン株の全国的な急拡大により、島根県を含め35都道府県に、「まん延防止等重点措置」が適用されたところでございます。

隠岐圏域におきましては、先月中旬以降、感染者は確認されておりましたが、現在も県

内をはじめ全国で、感染者数の増加が続いており、社会経済活動への影響が懸念されるところでございます。これまでの2年間の経験を活かしながら、スピード感をもって感染症対策を講じていくことが重要であると考えるところでございます。

先の岸田首相の施政方針演説では、「6月をめどに司令塔機能の強化や感染症法の在り方、保健医療体制の確保など、中長期的観点から必要な対応を取りまとめる。」としたところでございます。

隠岐4町村におきましても、感染予防や重症化リスクの低減に繋がる3回目のワクチン接種につきまして、医療従事者から始まったところではございますが、これまでと同様、マスクの着用や手洗いなど、基本的な感染症対策をお願いしつつ、隠岐4町村それぞれの総合振興計画等を軸に、未来を切り開くことが重要であると考えるところでございます。

また、令和4年度末に期限を迎える離島振興法につきましては、引き続き、島根県及び隠岐4町村とともに、島の実情に即した医療、交通、産業基盤及び定住環境の改善等、自立的発展に向けた島づくりが推進できるよう、内容を充実させた上で期限を延長するとともに、積極的に振興を推進するよう、国へ働きかけているところでございます。

それでは、令和4年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、令和4年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆様方のご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる方針についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応を十分に考慮しつつ、引き続き、第4次隠岐広域連合広域計画に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

はじめに、事務局総務課が所管いたします事業についてでございますが、まず隠岐航路につきましては、引き続き、隠岐航路振興協議会などにおきまして、指定管理者である隠岐汽船株式会社、構成団体及び関係機関と協議・連携を図り、隠岐島の発展のため、ICTの利活用などの検討を進め、利便性に優れた隠岐航路を目指して参ります。

次に知的障がい者支援施設「仁万の里」事業につきましては、グループホーム「憩いの家」スプリンクラー設置工事及び児童棟空調設備更新工事を予定しており、利用者の皆様方の生活環境並びに就労環境の改善を進めて参ります。

また、令和4年度から5年間、第3期目の指定管理期間がスタートいたします。今後も、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆様方へのより良いサービスの提供や保護者の皆様方の想いを大切に、より効果的かつ効率的な運営と施設づくりを指定管理者とともに進めて参ります。

最後に、レインボープラザ事業につきましては、防犯カメラ設置工事及び客室テレビ更新事業を予定しており、施設及び利用者の皆様の安全管理並びに、満足度向上を目指すところでございます。

引き続き、指定管理者である株式会社隠岐商事との連携や協議をはじめ、関係機関と調

整を図りながら、利用者の皆様方に選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参ります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、その創設から 22 年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、介護サービスの提供事業所数も確実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展して参りました。

一方、総人口が減少に転じる中、高齢者、特に 75 歳以上の占める割合は増加し、2025 年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化し、介護に携わる人材の確保が厳しくなることが想定されております。

隠岐圏域におきましては、高齢者人口が緩やかに減少しますが、75 歳以上人口は徐々に増加し、2035 年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となります。加えて、生産年齢人口の減少が予想されており、これらを見据えたサービス基盤の整備及び人材確保対策の強化が必要となって参ります。

令和 4 年度は、地域包括ケアシステムを推進する観点から、第 8 期介護保険事業計画に基づき、保険者である隠岐広域連合と隠岐 4 町村は連携を深めながら、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を積極的に進めるとともに、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護業務の効率化に係る取組みを強化していくことで、地域共生社会の実現を図って参ります。

また、介護給付の適正化に努めるとともに、保険料の収納につきましては、全庁での取組みを継続し、みんなで支え合う介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持するために、収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、病院事業全体について申し上げます。

病院事業につきましては、島根県地域医療構想における隠岐圏域の構想及び病院ごとに策定した新公立病院改革プランを基に、安全・安心の医療提供体制の確立に引き続き取り組んで参ります。

一方で、2 年前から社会生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症については、変異株により何度も感染拡大を繰り返し、先行きの見えない状況が続いておりますが、島民の皆様を守るための最後の砦との思いを強く持ち、今後も関係者一丸となって日々の難局に取り組んで参ります。

医師招聘につきましては、島根県当局はもとより、大学等との円滑な連携体制の構築により一層尽力し、医師招聘対策を強化して参ります。

また、看護師等の医療従事者確保対策につきましては、隠岐出身関係者等との関わりや情報収集を更に強化するとともに、幅広く情報発信やアプローチを図り、人員確保に取り組んで参ります。

精神科医療提供体制につきましては、有田医師が令和 4 年度も引き続き勤務いただけることに加え、非常勤医師についても継続いただくことになりました。また、関係医療機関

からも隠岐の精神科医療を守っていく柱となる、有田医師の負担を軽減できるようにとの配慮もいただき、令和4年度も、ほぼ現行の体制を確保することができました。

今後も引き続き、隠岐4町村と連携し、併せて4年前から開催している隠岐圏域精神科医療支援連絡会議を軸に、精神科医療提供体制の維持・充実に向けて取り組んで参りますので、議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜りたく、お力添えをお願い申し上げます。

次に、隠岐島前病院についてでございます。

令和4年度の診療体制につきましては、常勤医師及び非常勤医師により8診療科を継続いたします。また、医師免許取得後10年以上の経験を有する2名を含め、4名の医師が研修を行いながら、それぞれ数か月ずつ従事をする予定でございます。このことにより医師が増員となりますので、新型コロナウイルス感染症への対応や宿当直業務など、常勤医師の負担軽減が図られるとともに、将来の常勤医師確保につながるものと期待をしているところでございます。

医療スタッフにつきましては、看護師4名を採用する予定でございますが、今後も産休・育休や定年退職などが見込まれており、また看護助手や調理員も不足している状況にございますので、引き続き全国に向けた情報発信や、院内及び院外研修等による人材育成に取り組む、島前地域の中核病院としての役割を果たして参ります。

次に、隠岐病院についてであります。

令和4年度の診療体制は、引き続き島根県、大学等のご支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により16診療科を維持することとしております。

医療スタッフにつきましては、看護師及び臨床検査技師について定数が確保できていないため、特に看護師については産休・育休職員の増加に伴う人員不足により、派遣会社を活用しながら対応している状況であり、今後も継続して参ります。

医師をはじめとした医療従事者の確保に向け、情報発信や交流会等の開催など関係機関の協力を仰ぎながら、選ばれる病院づくりに継続して取り組んで参ります。

病院経営につきましては、厳しい経営状況が続く中、経営改革コンサルタント導入において計画策定から実行支援までの3か年が終了となり、その効果が見え始めているところでございます。令和4年度は、自力での改善力が試される年となり、計画の確実な実行に向けて、職員一丸となって取り組んで参ります。

また、令和4年度は2年に一度の診療報酬改定の年であり、医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進等が重点課題として挙げられております。改定の内容を踏まえ、タスクシフト（業務移管）、タスクシェアリング（業務共同化）等により効率的な業務の推進と働きやすい職場環境を構築することに加え、病院と診療所の一元化についても検討を進め、安全・安心の医療を提供すべく医療提供体制の確立を図って参る所存でございます。

最後に、消防事業について申し上げます。

さまざまな災害が各地で発生し、更には新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、多くの尊い人命、貴重な財産が失われており、消防が果たすべき役割は益々重要であると考えるところでございます。

隠岐広域連合管内におきましても、記録的な大雨により大きな被害を受けました。このような豪雨災害は、今後も増加すると予想されており、島民の皆様の安全・安心を確保するため、消防団と密接な連携を図りながら各種災害に対応し、安全かつ的確に任務が遂行できる強力な消防体制の確立を図るとともに、消防技術の向上・装備の充実を図りながら、将来を担う人材育成に努め、消防力の強化を進めて参ります。

救急業務につきましては、救急救命士の養成を計画的に行い、指導救命士による救急隊員の指導及び研修を実施し、知識・技術の向上を図って参ります。また、島民の皆様への応急手当講習を積極的に開催するとともに、引き続き、島根県、構成町村及び各医療機関と連携を図りながら、救急業務の充実を図って参ります。

予防業務につきましては、全ての防火対象物に対して、計画的に立入検査を実施し、設置されている消防用設備等の維持・管理の徹底及び違反是正を進めて参ります。また、住宅用火災警報器の設置率の向上や維持管理の徹底を図り、防火安全対策の推進に努めて参ります。

危険物の規制・指導につきましては、施設への立入検査や危険物取扱者の研修などにより、なお一層の安全管理の徹底が図られるよう指導して参ります。

これらの予防業務につきましては、予防技術資格者を計画的に育成し、査察技術の向上に努めて参ります。

消防庁舎及び職員待機宿舎につきましては、島前分署及び海士出張所の老朽化並びに耐震化に伴い、整備が必要となっておりますので、関係町村等と十分な協議を進めて参る所存でございます。

以上、私の令和4年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、事業の推進に当たりましては、隠岐広域連合の使命を果たすべく、あらゆる角度から検証・検討を進め、大胆な施策を展開するとともに、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松新 俊典）

以上で、広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案上程

日程第5.「議案上程」の件を議題といたします。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「川崎康久」氏の一人身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「川崎康久」氏の退場を求めます。

只今、議題となりました同意第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書をお願いいたします。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」ご説明申し上げます。

常勤の副広域連合長であります「川崎康久」氏の任期が、令和4年2月13日をもって満了となりますが、隠岐広域連合の予算規模が、毎年90億円を超える多額なものであることや、医師招聘及び隠岐航路などに関する協議・交渉において、引き続き責任ある常勤の副広域連合長を配置いたしたく、現副広域連合長であります「川崎康久」氏を、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同意いただければ、令和4年2月14日から4年間、同氏を選任する予定といたしているところでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第6. 採決

日程第6. これより「採決」を行います。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「川崎康久」氏の入場を許します。

只今、全会一致（賛成多数）をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「川崎康久」氏に、就任の受託挨拶をお願いいたします。

○番外（川崎副広域連合長）

改めまして、おはようございます。この度は、隠岐広域連合副広域連合長に同意いただきまして、誠にありがとうございました。

私は、副広域連合長として、一期4年務めさせていただきましたが、その間、議員の皆様

様には大変なご支援とご協力をいただき、大過なく4年を終えることが出来ました。

しかし、大過なくというのは、「大きな失敗がなく。」という意味の裏返しでもあり、反省すべきことも多々ございます。

その点を踏まえまして、これからの4年間は、特に病院と診療所の一元化、或いは隠岐航路のICT化の推進、そして医療・介護人材の確保など、正副連合長の皆様或いは職員の皆様と一丸となって強力に挑戦して参りたいと考えています。

また、隠岐広域連合が所管する事業のみならず、隠岐全体の発展のために微力ではございますが、尽力して参りますので、皆様におかれましては、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

本日は、同意いただきまして、誠にありがとうございました。

日程第7. 議案上程

日程第7.「議案上程」の件を議題といたします。

承認第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から議第12号「令和4年度消防事業特別会計予算」までの14案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、14案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、承認第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、議第12号「令和4年度消防事業特別会計予算」までの14件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書をお願いいたします。

承認第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。一般職の任期付職員の期末手当の支給率を、人事院勧告及び構成町村の状況を踏まえ、一部改正するものであります。

施行日は、期末手当の支給率の引き下げに関する改正は、令和3年12月支給の期末手当に反映させる必要があるため、令和3年11月30日から施行し、期末手当支給割合の配分に関する改正の施行日は令和4年4月1日とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、承認第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。職員の期末手当の支給率を、人事院勧告及び構成町村の状況を踏まえ、一部改正するものであります。

施行日は、期末手当の支給率の引き下げに関する改正は、令和3年12月支給の期末手当に反映させる必要があるため令和3年11月30日から施行し、期末手当支給割合の配

分に関する改正の施行日は令和4年4月1日とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議第1号「公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）」についてご説明申し上げます。

隠岐広域連合立仁万の里の管理運営につきまして、社会福祉法人博愛を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に、議第2号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

条例改正の要点は、会計年度任用職員の職務について、事務補助職員等の職務について、2級を使用しない運用とすることとして整理したため行政職給料表の規定を改め、職務の級の分類の基準となるべき職務内容について、運用の実態と合わせるため等級別基準職務表の規定を改めるものであります。施行日は令和4年4月1日でございます。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議第3号「令和3年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、議会費は、決算見込みに伴う旅費の減額、総務費の総務管理費は、決算見込みに伴う一般管理費の共済費の増額、職員手当等、旅費、委託料、使用料及び賃借料及び負担金補助及び交付金の減額、超高速船・フェリー管理費の決算見込みに伴う職員手当等の増額、報酬、給料、共済費及び旅費の減額、仁万の里管理費の決算見込みに伴う職員手当等及び共済費の減額と、民生費は、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い繰出金を増額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金及び県支出金を増額し、分担金及び負担金、繰入金及び諸収入をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ734万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億701万9,000円とするものでございます。

次に、議第4号「令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴う総務管理費等の減額、保険給付費は、サービス別給付費の組替え、地域支援事業費は、決算見込みに伴う減額、基金積立金は、決算見込みに伴い増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い、国庫支出金を増額し、分担金及び負担金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,078 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 34 億 3,067 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議第 5 号「令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、患者数の業務予定量を補正するものであります。

補正予算第 3 条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、入院収益について患者数及び診療単価の見直しにより減額し、外来収益については、患者数及び診療単価の見直しにより増額するものでございます。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金と、その他医業外収益の増額及び負担金交付金の減額が主なものでございます。医業費用は、給与費及び研究研修費を減額し、材料費及び経費の見直しによる増額、医業外費用は、企業債借入実績等による支払利息の減額が主なものであります。

特別損失は、令和 2 年度決算に基づき、一般会計繰入金を島前 3 町村へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第 4 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、令和 2 年度の企業債借入額確定に伴い企業債償還金を増額するものであります。投資は、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入は、企業債償還金の増額に伴い出資金を増額するほか、長期貸付金収入は、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

補正予算第 5 条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について減額するものであります。

補正予算第 6 条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第 6 号「令和 3 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

補正予算第 3 条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業収益は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による入院患者数の減により減額するものであります。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の増額及び負担金交付金の減額が主なものであります。

医業費用は、正規職員未採用及び育休職員の人件費の減と、代替に対応するための会計年度任用職員採用等による、人件費の増の差引きによる給与費の減額、化学療法の治療増等に伴う材料費の増額、看護師業務委託料の増額等、経費の見直しによる増額であります。

特別損失は、令和 2 年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、施設設備整備費の給湯器更新工事の追加による増と、医療機器の購入品目の変更及び医療機器購入に係る入札減による、有形固定資産購入費の減の差引きにより減額するものであります。投資は、修学資金貸与者の減による長期貸付金の減と、基金積立金の増による、その他投資の増の差引きにより減額するものであります。

資本的収入は、建設改良費の財源変更に伴う企業債の減額、新型コロナウイルス感染症に関連した、医療機器購入に係る補助金の増額、修学資金貸与者の減に伴う長期貸付金収入の減額、修学資金返還金の増に伴う長期貸付金償還金収入の増額及び寄付金を増額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第7号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴う使用料及び賃借料の増額及び日額旅費の追給に伴う償還金の増額並びに、決算見込みに伴う職員手当等、共済費、報償費、交際費、委託料、工事請負費及び負担金補助及び交付金を減額するものであります。

事業費は、決算見込みに伴い、備品購入費を減額するものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料及び財産収入を増額し、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ678万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億4,507万9,000円とするものでございます。

続きまして、議第8号から議第12号までの議案は、一般会計及び特別会計の令和4年度の当初予算についてであります。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成町村の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、交際費、需用費、役務費の経常経費について、令和3年度当初予算額以下とし、旅費については、各種会議のWeb会議への移行が進みつつあることから、令和3年度当初予算額の95%以内とする要求枠の設定を行い経費節減に努力するとともに、病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を十分に考慮しつつ、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

令和4年度当初予算の全会計の歳出総額は、93億3,612万7,000円で、前年度当初予算と比較して2億2,082万1,000円の増額予算となっております。また構成団体負担金

は、28 億 9,254 万 6,000 円を計上しており、前年度に対し 3,526 万円の減額でございます。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

議第 8 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5 億 1,384 万 3,000 円と定め、前年度と比較して 2,749 万 6,000 円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減に係る国庫支出金、県支出金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職 1 名及び一般職 12 名の人件費、レインボープラザ、超高速船レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。また、レインボープラザ管理費では、防犯カメラ設置工事費及び客室テレビ更新に係る備品購入費、超高速船・フェリー管理費では、指定管理料及び隠岐航路振興協議会運営経費、仁万の里管理費では、指定管理料、グループホーム「憩いの家」スプリンクラー設置工事費及び児童棟空調設備更新工事費が主なものであります。

次に、議第 9 号「令和 4 年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、34 億 388 万 2,000 円と定め、前年度と比較いたしまして 1,818 万 5,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第 1 号被保険者の所得段階人数の変更に伴い、5 億 8,676 万 4,000 円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5 億 956 万円を計上するものであります。国庫支出金につきましては、調整交付金交付割合減により、前年度と比較して減額、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費の増により、前年度と比較して増額となっております。また、繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増に伴い増額となっております。

歳出につきましては、総務費で 1 億 91 万 8,000 円を計上しており、前年度と比較して 84 万 5,000 円の減額となっております。総務管理費の介護保険システム改修に係る委託料の減と、組替えによる町村事業交付金に係る負担金補助及び交付金の増の差引きによる減が主な要因であります。保険給付費では 30 億 7,770 万円計上しており、実績見込みに伴い、前年度と比較して 0.9 パーセントの増加となります。地域支援事業費につきましては、昨年度と同様の 2 億 2,412 万 1,000 円を、諸支出金につきましては、国の交付金に係る町村事業繰出金を一般管理費の負担金補助及び交付金へ組替えたことによる減により、104 万円を計上するものであります。

次に、議第 10 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第 2 条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は 44 床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院ではほぼ同数、外来では 0.8%の増を予定しております。

また、建設改良事業は、施設設備整備 2 件、医療機器等 10 品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は前年度と比較して 1.6%増の 9 億 847 万 5,000 円、病院事業費用は、1.9%増の 9 億 3,592 万 8,000 円を見込み、収支差引 2,745 万 3,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は施設設備整備費として、屋上・外壁防水改修工事及び医療ガス配管設備更新工事であり、医療機器等 10 品目の購入、企業債償還金及び修学資金の貸付に 2 億 326 万 3,000 円を予定し、収入は 1 億 7,483 万 2,000 円を予定しております。

なお、差引不足分 2,843 万 1,000 円については、当年度損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算第 5 条は、企業債の限度額を、予算第 6 条は、一時借入金の限度額、予算第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第 8 条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 11 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第 2 条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は 115 床であります。年間患者数は、入院・外来ともに、前年度とほぼ同数を予定しております。また、建設改良事業は、施設設備整備 4 件、医療機器 20 品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して 1.2%増の 32 億 3,197 万 6,000 円、病院事業費用は、1.5%増の 33 億 1,673 万 8,000 円を見込み、収支差引 8,476 万 2,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、施設整備費として、隠岐病院病棟再編改修工事、電話交換システム更新工事、除塩フィルターユニット更新工事及び空調（冷温水ポンプ）更新工事であり、医療機器 20 品目の購入、企業債償還金並びに医学生等修学資金の貸付に 3 億 8,238 万 1,000 円を予定し、収入は、3 億 4,669 万 6,000 円を予定しております。

なお、差引不足分 3,568 万 5,000 円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第 5 条は、企業債の限度額、予算第 6 条は、一時借入金の限度額、予算第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第 8 条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 12 号「令和 4 年度消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5 億 9,142 万円と定め、前年度と比較して 5,078 万 8,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議のうえ、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、10時10分まで休憩いたします。

（本会議休憩宣告 10時02分）

本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時12分）

日程第8. 質疑

日程第8. これより「質疑」を行います。

承認第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から議第12号「令和4年度消防事業特別会計予算」までの、14案件について質疑を行います。

最初に、承認第1号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、承認第1号の質疑を終わります。

次に承認第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、承認第2号の質疑を終わります。

次に議第1号「公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第1号の質疑を終わります。

次に議第2号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第2号の質疑を終わります。

次に議第3号「令和3年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」について質疑を

行います。

これについて質疑はございませんか。

○11 番（吉田 雅紀）

民生費についてです。介護保険の低所得者の軽減につきまして、対象となる低所得者の人数、それから被保険者に占める割合、これの近年の変化をお聞きしたい、答えられる範囲でお願いします。

○番外（藤野介護保険課長）

それでは低所得者の近年の状況ということですが、資料1「予算に関する説明書」の18 ページをご覧ください。ここに8 款・繰入金・低所得者繰入金がございますけど、まず2 節・過年度分が100 万円増となっています。これは令和2 年度の決算による過年度分ですので、令和2 年度に関しましては、予算として令和元年度の人数を用いますので、令和2 年度は若干増えたという状況になっています。それから現年度分に関しましては、マイナス100 万円となっていますので、これは令和2 年度から3 年度にかけて少し減少したということです。いずれにしましても、詳細資料を持ち合わせていませんので、低所得者軽減保険料が始まった時からのものを、後日お示ししたいと思っています。以上です。

○11 番（吉田 雅紀）

なぜこれを聞くかと言いますと、金額では実態が見えてこないのですね。ですから人数、人口が減れば金額は減る、かといってセーフティネットになっているこの制度が、住民が困ってないかというところの判断が金額だけでは出てこない。ですから人数の経緯と人数の比率の経緯、これを知りたいと思って質疑をした訳ですので、後日で構いませんので資料ということで頂きたいと思います。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第3 号の質疑を終わります。

次に議第4 号「令和3 年度介護保険事業特別会計補正予算（第3 号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第4 号の質疑を終わります。

次に議第5 号「令和3 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2 号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第5 号の質疑を終わります。

次に議第6号「令和3年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第6号の質疑を終わります。

次に議第7号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第7号の質疑を終わります。

次に議第8号「令和4年度隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8番（池田 賢治）

議案の25ページに、一般会計の債務負担行為が挙げてありますけど、債務負担行為の期間が5年間となっています。令和4年度には2,000万円近くの委託料で債務負担行為が挙げてありますけど、5年度から8年度までの4年間の債務負担が9,698万円となっています。4年度の予算が2,000万円だと1億からになりますけど、単年度で2,000万円を4年間ですと1億円超えるわけですけど、単純に9,698万円を4年間で割ると2,400万円ぐらいに単年度はなりますけど、ここは幅を持たせたということですかね。

○番外（和田総務課長）

池田議員の質問にお答えします。資料3「議案に関する参考資料」の11ページを開いていただきたいのですが、一番下段のところに、指定管理料の見込額がございます。ここに令和4年度から指定管理期間の令和8年度までの5年間の指定管理料の見込額が書いてあります。人件費等昇給などの動きがありまして、それを予測したのがこちらの見込額でございます。先ほどの債務負担行為のところには、令和5年度から令和8年度の合計が書いてあります。令和4年度については当初予算に計上しているところでございます。

○8番（池田 賢治）

わかりました。

○議長（松新 俊典）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第8号の質疑を終わります。

次に議第9号「令和4年度介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 9 号の質疑を終わります。

次に議第 10 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について質疑を行います。
これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、議第 10 号の質疑を終わります。

次に議第 11 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

また、先日の全員協議会で池田議員より要望のありました、繰出金の追加資料について、執行部より説明願います。

○番外（原経営課長）

先週 2 月 4 日の全員協議会において、池田議員より一般負担金交付金に係る一般会計繰入金の詳細について資料の提出依頼がありました。本日 A3 の資料を配布させていただきましたので、ご確認ください。若干説明をさせていただきますと、この資料につきましては、毎年 7 月 1 日付けで「地方公営企業繰出金について」という総務省から通知をいただきます。左の繰出基準項目、こういった項目を繰り出していいですよ、というような通知文がきます。これを基に当院に対象になるものを出して繰出金の計算をしているところです。色分けをしておりますが、赤茶色のものについては、4 条の出資金のものになります。それ以外の項目については 3 条の負担金、今回は 8 億円余りの金額でしたので、白と黄色を足すと 8 億円余りになります。今回黄色に色付けしたものについては、経営コンサルの中で繰出金項目も検討しましょうということで検討して、新たな当院にとって必要な繰出金を追加で出しています。へき地医療の確保に要する経費、周産期、小児医療、児童手当に要する経費という 5 つを追加しています。これは構成団体の隠岐の島町と協議を 10 月・11 月と行いまして、こういった追加項目にしているところです。中段の内容のところにこういった考え方で算出していますという計算式を載せています。それから令和 4 年度の各項目の繰出金額、一番右端に交付税措置額の令和 2 年度分の実績額を載せていますので、ご確認ください、何かご質問等ございましたらしていただきたいと思います。以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいまの資料の説明、及び議案書 32 ページから 34 ページ、資料 2「予算に関する説明書」72 ページから 99 ページ、これについて質疑はございませんか。

○11 番（吉田 雅紀）

先ほどの連合長の所信表明でもありましたが、予算書への反映がなかなか難しい項目だと思いますので、可能な表現で結構なのですが、所信で「働き方改革」これが重要課題である。それについて、タスクシフトやタスクシェアリングを図っていく、というようなことがありました。それがなかなか予算書では見えてこない、そういう一方でタスクシェアリングと言う場合に、単に民間委託等ではなくて、広域連合事務局とのシェアリングとい

うことも出てくるのかなと思うのですが、なかなか予算書を読んでいるだけでは出てこないで、その辺についてこれを実現するためにどういう風にしていくかという事についてお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○番外（原経営課長）

確かに、今後こういった方針で進めていくということなのですが、予算上ではタスクシェアリングに向けた取組を行っていくということで、実は研究研修費の中に組み込まれていまして、医療技術部の職員が看護業務をできるような国が示した指針があるのですが、それに基づいて、新年度に医療技術部の職員が各診療科の中でタスクシフトできる項目の研修があります。その研修に行くということで進めています。

○11 番（吉田 雅紀）

所信でそれなりの公言が綴ってあれば、その内容が分かるように、議会に分かるように、資料を作っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 11 号の質疑を終わります。

次に議第 12 号「令和 4 年度消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○9 番（石田 茂春）

1 点だけ教えてください。106 ページに管理職手当が 49 万 9,000 円減額になっていますね。その次を見ると、110 ページの令和 4 年 4 月 1 日で、6 級の方が令和 3 年は 1 名のところ令和 4 年は 2 名、5 級の方は 14 名が 17 名と増えていますが、この人たちが管理職ではないかなと私は理解していますが、管理職が増えているのに管理職手当が減っているのはどういうわけですか。

○番外（井上消防次長）

石田議員の質問に回答します。管理職の人数自体は増えていません。等級のみの変更であります。以上です。

○9 番（石田 茂春）

等級のみの変更で、手当は下がったのですか。

○番外（井上消防次長）

給料表にありましては、その職に合わせて幅がありまして、等級が上がっていくことがあります。管理職自体は人数変更ないところであります。前年度よりは、私が兼務しておりまして、1 名減で現在行っております。以上です。

○9 番（石田 茂春）

わかりました。

○議長（松新 俊典）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 12 号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

日程第 9. 討論

日程第 9. これより「討論」を行います。

承認第 1 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から議第 12 号「令和 4 年度消防事業特別会計予算」までの 14 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 10. 採決

日程第 10. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、承認第 1 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの 2 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、承認第 1 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの 2 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 号「公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 1 号「公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）」は、原案のと

おり可決されました。

次に、議第 2 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 2 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 3 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」から、議第 7 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 3 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」から、議第 7 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの 5 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 8 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第 12 号「令和 4 年度消防事業特別会計予算」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 8 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第 12 号「令和 4 年度消防事業特別会計予算」までの 5 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 11. 委員会の閉会中の継続審査・調査

日程第 11.「委員会の閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10 時 45 分)

○ 番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、条例改正案、仁万の里の指定管理者の指定案、令和3年度補正予算案及び令和4年度各会計予算案の15議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

松新議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

また、未だ収束時期の見えないコロナ禍の中で、この会議開催に多大なるご尽力をいただいた事務局の方々に深く御礼を申し上げまして、本日はこれをもって散会といたしたいと思っております。ありがとうございました。

(本会議閉会宣告 10 時 46 分)